

「広域連合より」では、彩の国さいたま人づくり広域連合で実施した研修・セミナーの一部を御紹介します。

## 平成25年度特別研修（共同）

# 「私債権（使用料等）徴収事務」「行政不服申立」

### 1 はじめに

地方分権の進展など自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、職員には様々な能力が求められるようになっており、専門的な能力を育成する必要性も高まっています。

そこで、彩の国さいたま人づくり広域連合では、専門的であり実践的な研修である「私債権（使用料等）徴収事務」と「行政不服申立」を平成25年度から新たに実施しています。

両研修とも県は職務に関係のある職員を、市町村は構成団体の長から推薦された係長級以上の職員を対象として実施しています。

### 2 「私債権（使用料等）徴収事務」の概要

給食費や水道料金、公営住宅の家賃などの税外債権の未納問題が注目されている中、各自治体においては滞納や徴収漏れを発生させない厳正な事務の執行が求められています。

そこで、自力執行権がなく、滞納処分により徴収することのできない私債権の徴収事務を遂行するために必要な基礎的知識と実務能力を習得することを目的に、「私債権（使用料等）徴収事務」研修を全2日間の日程で実施しました。

1日目は、神奈川県庁で県税事務所所長等を歴任し、現在は自治体の徴収アドバイザーとしても活躍されている滞納整理学会の三島充（みしまみつる）氏に講義をしていただきました。

講義は、債権の定義や地方自治法に基づく債権管理の基礎的知識、私債権と公債権の区分、債権者との交渉・クレーム対応など実務に即した内容でした。中でも講師自らの交渉の経験談は徴収事務を担当し

ている研修生をはじめ、経験のない研修生にも参考になる内容でした。また、公債権の徴収事務と同様に、債権者に対する督促・催告書の通知や交渉記録の管理などが大切であると講義されていました。

2日目は、弁護士で自治体の債権回収のアドバイスや訴訟実務指導を行っている瀧康暢（たきやすのぶ）氏に講義をしていただきました。

講義では、私債権の管理・回収や裁判手続きを利用した自治体の債権回収等を中心に、裁判所を利用するにあたっての事前準備や手続きの流れなど実践的な内容にも触れていただきました。また、事例を踏まえた解説などは非常に分かりやすく、レジュメも裁判所に申し立てを行う際のひな型や具体的な手順をまとめたものになっており、すぐに職場で活用できるものでした。

その他、私債権徴収の具体的な取り組み事例の紹介として、講師に神奈川県横須賀市財政部納税課の岸仁（きしひとし）氏をお招きし、横須賀市が全庁的に取り組んでいる滞納対策について講話をしていただきました。

研修全体を通して、研修生からは、「裁判手続きの流れを学ぶことができ、満足している。」「事例を踏まえた解説も非常に良かった。」などの感想が多数ありました。

平成26年度についても、引き続き両講師をお招きし、講義をしていただく予定です。

### 3 「行政不服申立」の概要

初めて行政不服申立業務に携わる職員は、異動直後から専門的な弁明書や裁決書を作成するなど、不安を持ったまま業務を遂行している現状が少なからずあります。

そこで、行政不服申立に関する基礎的な知識・手続きの流れを学ぶとともに、事例検討を通して法的思考力及び実務能力を養う目的で、元東京都総務局審査法務担当部長の木藤静夫（きふじしずお）氏を講師としてお招きし、「行政不服申立」研修を全1日間の日程で実施しました。

木藤氏は、東京都総務局において長年、都知事を審査庁とする異議申立てや審査請求業務に携われ、総務局主査、副主幹（法務担当）、法務部副参事、審査法務担当部長を歴任されました。その幅広い知識や、多くの実体験に基づいた実務家としての実践的な講義は、職務に関係する職員にとって、非常に高い研修効果が見込まれるものでした。

講義では、行政救済制度のしくみや行政不服審査制度と行政事件訴訟制度の違い、行政不服申立の種類、行政不服申立の審査手続きなどの重要なポイントを、具体例や体験談を交えながら実務家としての視点で分かりやすく解説していただきました。

研修生からは、「これまでの実務は自信を持って書類を作成していたが、今後は自信を持って取り組みそうである。」、「東京都庁で苦心された話など、実務家ならではの話を多く教えてもらい勉強になった。」などの感想が多数ありました。

平成26年度については、全2日間の日程に拡大し、より内容を充実させるとともに、弁明書や裁決書の書き方のポイントなども講義をしていただく予定です。

#### 4 おわりに

この2つの特別研修では、それぞれの分野の専門家をお招きして、実践的な内容で講義をしていただきました。特に経験に裏打ちされた実務家としての数々の話は研修生からも非常に好評でした。

平成26年度からの彩の国さいたま人づくり広域連合第4次広域計画では、実施方針で専門的能力の育成について掲げる予定です。

今後も、この専門的能力の向上を図る両研修につ

いて継続して実施するとともに、構成団体のニーズ等を踏まえながら、その他の専門的研修も企画していきたいと考えています。

職務に関係のある職員の積極的な研修参加をお待ちしております。

#### ■「私債権（使用料等）徴収事務」の実施概要

- ・実施日：平成25年10月17日、18日
- ・修了者数：県30名、市町村23名

カリキュラム	内容
地方公共団体の債権 債権管理及び回収 (1日目：三島講師)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の定義、地方自治法に基づく債権管理</li> <li>・私債権と公債権の区分</li> <li>・債権管理の不備と地方公共団体の責任</li> <li>・交渉、クレーム対応</li> </ul>
債権管理及び回収 (2日目：瀧講師)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種私債権の発生根拠と消滅時効期間、裁判所の利用</li> <li>・債権管理条例による免除、放棄の基準</li> <li>・私債権の徴収停止</li> <li>・徴収率アップに向けた具体的な取り組み事例</li> </ul>

#### ■「行政不服申立」の実施概要

- ・実施日：平成25年10月22日
- ・修了者数：県22名、市町村18名

カリキュラム	内容
行政救済制度	・行政救済制度の解説
行政不服申立と行政事件訴訟	・審査機関、提起期間、審査方法等について
行政不服申立の種類	・異議申立、審査請求、再審査請求、教示制度
行政不服申立の審査手続き	・審査手続き（要件審査、口頭意見陳述、却下や棄却等の判断、弁明書、裁決書等）